

## 後期高齢者医療制度 移送費の支給について

移動が困難な重病人が、緊急的にやむを得ず、医師の指示により転院する場合などの移送にかかった費用が対象です。申請書類をご提出いただき、審査の結果、東京都後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

### 1、支給要件(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第59条)

- 1)移送により法に基づく適切な療養を受けたこと
- 2)移送の原因である疾病又は負傷により異動をすることが著しく困難であったこと
- 3)緊急その他やむを得なかったこと

#### ◆申請にあたっての留意点 ～却下となった事例～ ◆

▶緊急性が認められないことにより、却下となっている事例が多くあります。

申請前に以下の事例に該当しないこと、また裏面の具体事例を必ずご確認ください。

- 治療が終わり、自宅や元の病院へ戻る場合
- 検査目的などで移送する場合
- 自己の病院の都合で、転院する場合  
(自宅近くのかかりつけの病院への転院や、一般病棟から療養型病床への転院など)
- 通院など一時的に医療機関にかかる場合
- 当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した事例に該当しない場合(移送先の病院に専門科があったかどうか)

### 2、支給額

最も経済的な通常の経路および方法により移送された費用を基準に算定した額

### 3、申請方法

次の1～6をお持ちになり、多摩市役所 保険年金課にて申請してください。  
申請書は、市役所にございます。

- 1)移送を必要とする医師の意見書(原本)
- 2)移送費を支払った領収証(原本)
- 3)後期高齢者被保険者証
- 4)申請にいらっしゃる方の身分証
- 5)申請にいらっしゃる方の認印(朱肉を使用するもの)
- 6)口座の確認ができるもの(通帳やキャッシュカードなど)

裏面に続く